



毎日、何気なく使っている水道。市では、生活するうえで欠かすことのできない大切な資源である「水」を安定して供給するために水道事業を進めています。みなさんも、この機会に水道についてもう一度見直してみませんか。


**ただいまアー**  
**蛇口ひねって**  
**水ゴクリ**


6月1日～7日は全国水道週間です

日本には約1億2千万人の人たちが住んでいます。みなさんが健康的な生活をしていくためには非常にたくさんの「水」（一人当たり1日約364リットル）が必要となります。なぜなら、「水」は私たちの飲料用水として必要であるだけでなく、さまざまな社会的・経済的活動に使われているからです。浄水場でつくられた水道の「水」は、昼も夜も少しも休むことなく、それぞれのご家庭のほか、会社、商店、学校、病院、そして工場などに送られています。「水」は私たちの暮らしには欠かすことのできないものなのです。

市では、この大切な「水」をいつでもどこでも安全に使用できるように、定期的に検査（下表参照）しながら、みなさんのところまでお届けしています。



昼も夜も働く  
 水道の水



水道水の水質検査の結果（平成19年度）

| 検査項目              | 水質の基準      | 検査結果        |             |
|-------------------|------------|-------------|-------------|
|                   |            | 本庄地域        | 児玉地域        |
| 大腸菌               | 検出されないこと   | 検出されず       | 検出されず       |
| フッ素               | 0.8mg/ℓ 以下 | 0.08mg/ℓ    | 0.11mg/ℓ    |
| ナトリウム             | 200mg/ℓ 以下 | 16.9mg/ℓ 程度 | 13.9mg/ℓ 程度 |
| カルシウム・マグネシウム等（硬度） | 300mg/ℓ 以下 | 179mg/ℓ 程度  | 101mg/ℓ 程度  |
| pH値               | 5.8～8.6    | 7.6 程度      | 7.2 程度      |
| 残留塩素              | 0.1mg/ℓ 以上 | 0.4mg/ℓ 程度  | 0.4mg/ℓ 程度  |

※検査結果の値は、本庄地域については4か所の給水栓で年4回行った検査の平均値、児玉地域については2か所の給水栓で年4回行った検査の平均値です。

## 水漏れは していませんか



心当たりがないのに、急に水道使用量が増えていることはありませんか。

漏水は、早期発見・早期修繕が大切です。初めのうちはわずかな量でも、日ごとに多くなり、貴重な「水」が無駄になるばかりか、料金も高額になってしまいます。

漏水は、メーターで発見することができません。水道を使用していない状態でパイロット（写真参照）が回転しているときは、メーターから蛇口

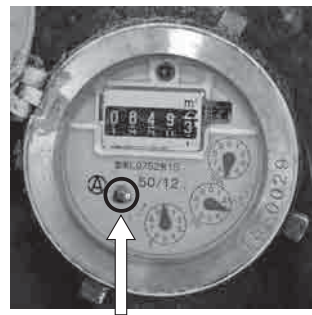
## —水道料金は便利な口座振替をご利用ください—

口座振替は、みなさんの預貯金口座から自動的に水道料金が支払われる、納め忘れのない大変便利な制度です。申し込みは、通帳・印鑑（届出印）を持参のうえ、次の金融機関または水道課・児玉水道課窓口で行ってください。

また、金融機関等にお越しになれない人には必要書類を送付しますので（必要事項を記入し、送り返してください。返送の料金はかかりません。）、水道課または児玉水道課までご連絡ください。

### 取り扱い金融機関

- ・ 埼玉りそな銀行
- ・ しののめ信用金庫
- ・ りそな銀行
- ・ 埼玉縣信用金庫
- ・ 群馬銀行
- ・ 埼玉信用組合
- ・ 武蔵野銀行
- ・ 中央労働金庫
- ・ 東和銀行
- ・ 埼玉ひびきの農業協同組合
- ・ 足利銀行
- ・ ゆうちょ銀行（郵便局）



これがパイロットです

までのどこかで漏水していることを表しています。漏水を発見したときは、すぐに市指定の工事店に修理を依頼（有料）してください。

また、メーター検針の担当者があるときは、水道の使用量にお知らせしています。

## メーターの検針に ご協力を



市では、水道料金を算出するためにメーターの検針を行っています。検針がスムーズに行えるように、次のことにご協力をお願いします。

- メーターボックスの中はいつもきれいにしておき、上に荷物などを置かないこと
- 愛犬はメーターボックスから離れたところにつなぐこと

## 貯水槽水道の 管理について



貯水槽水道とは、ビル等に設置した貯水槽（受水槽・高置水槽等）を使用した水道の総称です。衛生管理については、貯水槽の設置者が自主的に行うこととなっています。設置者のみなさんは、定期的な清掃等を行い、水質劣化や衛生上の問題が生じないように貯水槽の衛生管理に努めてください。

水道についてのお問い合わせは左記へ

★水道課 ☎2151、児玉水道課 ☎1331（内線382）

## 年度間の所得変動に係る 住民税の減額措置について

### 住民税の減額措置について

平成19年度から実施された税源移譲では、所得税と住民税を合わせた税負担は基本的には変わらないように制度が設定されています。

しかしながら、退職等の理由により平成19年中の所得が大きく減少し、所得税が課されなくなった場合、調整すべき金額を所得税から差し引くことができなくなってしまう、所得税の減額効果が働かなくなり、このような場合、「減額申告書」を提出することにより、平成19年度分の住民税が税源移譲前の金額にまで減額できます。既に納付された金額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。

なお、市では対象になると思われる人には個別に通知します。

**対象** 次の①②をいずれも満たす人

①平成19年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）が、所得税との人的控除額の差の合計額より大きい人

②平成20年度住民税の課税所得金額（申告分離課税分を含む）が、所得税との人的控除額の差の合計額以下になる人

※ただし、次のいずれかに該当する人は適用されません。

- ・平成19年中に亡くなられた人
- ・平成20年1月1日現在国内に居住されていない人
- ・住宅借入金等特別控除などの税額控除によって平成19年分の所得税がかからなくなった人

**申告方法** 7月1日(火)から31日(木)までに、平成19年1月1日現在の住所地の市町村に「減額申告書」を提出

※この減額措置は、平成19年度の住民税のみに適用になりますのでご注意ください。

※所得が減少したことにより税法上の被扶養者となった人で市に課税資料のない人および未申告の人は、市民税・県民税申告が必要となります。

\*詳しくは左記へお問い合わせください。

★課税課 ☎1123